

輸出関連規制に関する非該当製品リスト

【判定項目】

輸出貿易管理令別表第1、別表第2
米国輸出管理法 再輸出規制(EAR)

令和 6年 2月 1日施行の政省令等対応

本リストはフィルムコンデンサ(弊社製品)のうち、令和 6年2月 1日施行の「輸出貿易管理令」別表第1 第1項から第15項、別表第2、及び「米国輸出管理法」再輸出規制に基づき判定した「非該当」もしくは「対象外」の製品リストです。輸出に関与される方々の輸出管理関連資料として、また御社内の管理用としてご利用ください。

なお、本リストの情報は予告なく変更される場合がありますので、都度ご確認くださいようお願いいたします。

弊社製品は全て、「輸出貿易管理令」別表第1 の第16項で規制される製品です。キャッチオール規制の許可取得要件(客観要件、インフォーム要件)に該当する場合は、事前に経済産業大臣の許可が必要です。

■ 該非判定の通知書

本リストに記載されていない弊社製品についての「該非判定通知書」をご要望の場合は、貴社担当の営業にお問い合わせください。確認後、「該非判定通知書」を発行いたします。

パナソニック インダストリー株式会社
デバイスソリューション事業部
輸出管理担当部門

判定日: 2024年2月1日

輸出関連規制に関する該非判定リスト

製品種類: フィルムコンデンサ

令和6年2月1日施行法令等対応

製品品目の名称 Product Description	弊社品番	輸出関連規制の判定							
		輸出貿易管理令 別表第1				輸出貿易管理令 別表第2		EAR規制リスト	
		第1項から第15項		第16項		該非判定	判定項番	該非判定	判定項番
該非判定	判定項番	該非判定	判定項番						
電気機器用コンデンサ(小判型)PMF METALLIZED PLASTIC FILM CAPACITOR, PMF	EZPV**□□□()()	非該当	政令 2項(41) パルス用 コンデンサ	該当	関税定率法 別表第85類	対象外	なし	対象外	米国原産部品 及び米国規制 技術を使用し て製造した製 品ではありません。
電気機器用コンデンサ(小判型)PMF METALLIZED PLASTIC FILM CAPACITOR, PMF	EZPE**□□□()()								
電気機器用コンデンサ(小判型)PMF METALLIZED PLASTIC FILM CAPACITOR, PMF	EZPQ**□□□()()								
注釈	注1. 該当品を輸出又は日本国外に持ち出すときは事前に日本政府の輸出許可が必要です。 注2. キャッチオール規制の許可取得要件(客観要件とインフォーム要件)に該当する場合は事前に日本政府の輸出許可が必要です。 注3. 弊社品番の**は定格電圧, □□□は公称静電容量, ()()は補助記号, ☆はシリーズ記号を示します。 注4. 個別の品番に対するお問い合わせは都度弊社へご要望頂きます様お願いします。								

パルス用コンデンサ

パラメータシート
様式: 6D-19-DS1

輸出令別表第1の2項(41)、省令第1条四十九号

フィルムコンデンサ

令和6年2月1日施行政省令等対応

品番	チェックグループ	1 (定格電圧が1,400ボルトを超えるもの)				2 (定格電圧が750ボルトを超えるもの)			定格電圧が750ボルト以下もの	判定
	チェック項目	定格電圧 (V)	(一) 総エネルギー (J)	(二) 公称静電容量 (μF)	(三) 直列インダクタンス (nH)	定格電圧 (V)	(一) 公称静電容量 (μF)	(二) 直列インダクタンス (nH)	定格電圧 (V)	
	判定基準	(該) >1,400	(該) >10	(該) >0.5	(該) <50	(該) >750	(該) >0.25	(該) <10	≤ 750	
EZPV**□□□() ()	—	—	—	—	—	—	—	—	600	非該当
	800	—	—	—	800	8~65	35.2~	—	—	非該当
	1100	—	—	—	1100	3~40	30.8~	—	—	非該当
EZPE**□□□() ()	—	—	—	—	—	—	—	—	500	非該当
	800	—	—	—	800	10~60	30~	—	—	非該当
	1100	—	—	—	1100	10~40	30~	—	—	非該当
EZPQ**□□□() ()	—	—	—	—	—	—	—	—	330~600	非該当

(☆,*,□,() は英数字)

注釈
注1. チェックグループ「1」又は「2」のいずれかのグループの全項目が(該)であれば該当
注2. 「パルス用コンデンサ」とは、主として、パルス電流又はパルス電圧で使用することを目的としたコンデンサのうち、充電された充電エネルギーをパルスのに放電する機能を有するコンデンサをいう。
注3. 「直列インダクタンス」とは、日本工業規格C5101若しくはIEC61071-1で規定された測定方法又はこれらに準ずる測定方法により測定された値をいう。
注4. 定格電圧が5,000V以上のものについては、7項(7)による判定のパラメータシートを添付。

高電圧用コンデンサ

パラメータシート
様式: 6D-19-2-DS2

輸出令別表第1の7項(7)、省令第6条六号

フィルムコンデンサ

令和6年2月1日施行行政省令等対応

品番	チェックグループ	1 (注1)	2 反復サイクルが10Hz未満 (注2)		3 反復サイクルが10Hz以上 (注2)			参考	備考	(注3) 判定
	チェック項目	定格電圧 (V)	(一) エネルギー密度 (J/kg)	(二) 総エネルギー (kJ)	(一) エネルギー密度 (J/kg)	(二) 総エネルギー (kJ)	(三) 10,000回以上充電及び放電の繰り返しができるように設計した ものか	反復サイクル (kHz)		
	判定基準	(該) ≥5,000	(該) ≥250	(該) ≥25	(該) ≥50	(該) ≥100	(該) =はい			
EZPV**□□□() ()		600	—	—	—	—	—	—	—	非該当
		800	—	—	—	—	—	—	—	非該当
		1100	—	—	—	—	—	—	—	非該当
EZPE**□□□() ()		500	—	—	—	—	—	—	—	非該当
		800	—	—	—	—	—	—	—	非該当
		1100	—	—	—	—	—	—	—	非該当
		1300	—	—	—	—	—	—	—	非該当
EZPQ**□□□() ()		330~600	—	—	—	—	—	—	—	非該当
注釈	注1. チェックグループ「1」が、(非)の場合は非該当。(該)の時のみチェックグループ「2」「3」を記入する。 注2. チェックグループ「2」及び「3」は、その中の全項目が(該)の場合は、そのチェックグループは(該)。 注3. チェックグループ「2」又は「3」のいずれかが(該)であれば該当。									